

日本税協連福祉会 家族特約付医療保障共済制度のご案内

〈家族特約付医療保障保険(団体型)〉

制度の特徴

1. 生命共済制度「優 Youプラン」ご加入者を対象とした任意加入(保険料ご加入者負担)の制度です。
2. 疾病・不慮の事故(*)で継続5日以上入院(*)の場合、入院給付金が支払われます。
※「不慮の事故」・「入院」についての詳細は、最終ページの「入院【ご留意いただきたい点】」をご参照ください。
3. ご本人様のご加入になれば、配偶者、お子さまもお申込みいただけます。
4. 保険期間中に万が一お亡くなりになった場合は、死亡保険金(10万円)が支払われます。
5. 1年更新となっておりますので、保障内容も容易に見直し・変更できます。
(入院給付金日額の変更は年1回更新時のみのお取扱いとなります。)



ご意向(ニーズ)確認のお願い

お申込みにあたっては、本パンフレット(加入案内用チラシ、別紙「契約概要・注意喚起情報」)をご覧ください、保障内容、保険料、保険金額、保険期間、配当金の有無などが自身のご意向(ニーズ)に沿った内容となっているか、必ずご確認ください。

⚠ 本パンフレットは次回更新日まで大切に保管してください。



日本税協連福祉会

事務委託

日本税理士協同組合連合会

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8日本税理士会館4階

Tel.03-5740-0920 Fax.03-5740-0921

その他

- 更新月(5月)は加入・脱退以外のご変更につきましても、3月29日(金)が必着日となります。
- この共済制度は、日本税協連福祉会が生命保険会社と締結した家族特約付医療保障保険(団体型)契約に基づき運営いたします。なお、この制度は、日本税理士協同組合連合会に事務委託しております。

税法上の特典

保 険 料	死亡保険金	入院給付金
ご加入者が負担した保険料(配当金がある場合は配当金を差引いた金額)は介護医療保険料控除の対象となり所得税および住民税が軽減されます。(所得税法第76条、地方税法第34条・第314条の2)	死亡保険金受取人が法定相続人である場合は「500万円×法定相続人数」まで相続税が非課税となります。(ただし、配偶者またはお子さまについての死亡保険金を役員・従業員ご本人が受け取られた場合は一時所得となります。)(相続税法第3条・第12条、所得税法第34条、所得税基本通達34-1)	ご加入者自身が受け取られた場合は全額非課税となります。(所得税法施行令第30条、所得税基本通達9-21)

*記載の内容は、2018年7月現在の税制に基づいています。今後、税制の変更に伴い、税務の取扱いが変わることがあります。

入院【ご留意いただきたい点】

■支払対象となる入院

- ・「入院」とは医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。単なる覚醒・休養等を目的として診療室等にあるベッドを利用しても入院とはなりません。
- ・支払対象となる入院は、傷害または疾病の治療を直接の目的として「医療法」に定める日本国内にある病院または診療所およびこれらと同等とみなされる日本国外にある医療施設において入院された場合に限り、
- ・支払対象となる入院は、加入日以後に発生した「不慮の事故による傷害」または発病した「疾病」を直接の原因とする場合に限り、

■加入日前に発生した原因により入院された場合

加入日前の不慮の事故による傷害または疾病を直接の原因として入院した場合でも、加入日から起算して2年を経過した後に開始した入院は、加入日以後に生じた原因によるものとみなして取り扱います。

■2回以上入院された場合

入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上された場合でも、それぞれの入院の直接の原因となった「不慮の事故による傷害または疾病」が、同一か医学上重要な関係があると認められたときは、1回の入院とみなします。ただし、給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して、180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

■不慮の事故【主な例】

- 自動車・鉄道・その他道路交通機関による事故
- 航空機・水上交通機関による事故
- 医薬品・ガス等による中毒
- 火災および火焰による事故
- 墜落
- 治療上の事故および治療処置後の合併症(治療の原因が疾病によるものを除く)



「入院」「不慮の事故」についての詳細は、住友生命ホームページ「保険金等支払関係の主な約款規定(抜粋)」にも掲載していますので、ご参照ください。

お届けしたのは

登録番号 CG2018-0385

医療費負担を少しでも軽減できたら… 日本税協連の医療保障共済制度がお手頃な

保険料で皆様をサポートします!!



以下の4つのコースからお選びください

給付種類		Aコース	Bコース	Cコース	Dコース
入院給付金 <small>1入院につき、入院給付金日額×(入院日数-入院開始日からその日を含めて4日)が支払われます。</small>		入院1日につき 10,000円	入院1日につき 5,000円	入院1日につき 4,000円	入院1日につき 3,000円
死亡保険金		10万円	10万円	10万円	10万円
月 額 保 険 料 (概算)	役員・従業員・配偶者				
	15歳～19歳 (H11.11.2～H16.11.1)	1,771円	901円	727円	553円
	20歳～24歳 (H6.11.2～H11.11.1)	2,300円	1,165円	938円	711円
	25歳～29歳 (H1.11.2～H6.11.1)	2,670円	1,350円	1,086円	822円
	30歳～34歳 (S59.11.2～H1.11.1)	2,830円	1,430円	1,150円	870円
	35歳～39歳 (S54.11.2～S59.11.1)	2,852円	1,442円	1,160円	878円
	40歳～44歳 (S49.11.2～S54.11.1)	3,178円	1,608円	1,294円	980円
	45歳～49歳 (S44.11.2～S49.11.1)	3,677円	1,862円	1,499円	1,136円
	50歳～54歳 (S39.11.2～S44.11.1)	4,712円	2,387円	1,922円	1,457円
	55歳～59歳 (S34.11.2～S39.11.1)	6,093円	3,093円	2,493円	1,893円
60歳～64歳 (S29.11.2～S34.11.1)	8,354円	4,249円	3,428円	2,607円	
65歳～69歳 (S24.11.2～S29.11.1)	12,114円	6,169円	4,980円	3,791円	
お子さま	0歳～22歳 (H8.11.2～)	1,824円	924円	744円	564円

お取り扱いのあらまし

加入対象者

- ①生命共済制度「優 You プラン」のご加入者で、加入日現在満14歳6カ月超、満69歳6カ月以下の正常に就業されている方(ご本人)。
- ②この医療保障共済制度にご加入された方(ご本人)の配偶者で、加入日現在満16歳以上、満69歳6カ月以下の方。
- ③この医療保障共済制度にご加入された方(ご本人)のお子さまで、加入日現在満22歳6カ月以下の方。
なお、年齢の下限はありませんが胎児はご加入できません。(左記保険料は1人あたりの概算保険料です。)
 - (注1) 配偶者は、ご本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。
 - (注2) お子さまがご加入される場合は、上記ご加入対象となるお子さまは、同一の入院給付金日額で全員お申込みください。ただし、ご本人が加入されている公的医療保険制度におけるご本人の被扶養者でかつご本人と同一戸籍に記載されているお子さまに限りま。
 - (注3) 配偶者・お子さまはご本人より高い入院給付金日額にはご加入できません。また、配偶者・お子さまのみで加入することはできません。(ご本人の加入が必要です。)
 - 上記加入対象者ではない方はご加入できません。
 - 万一、加入者が加入対象者ではないことが判明したときには、保険金などの支払対象となる場合に該当されていても保険金などは支払われません。

告知

ご加入(または増額)の際には、健康に関する簡単な告知をしていただきます。

保険期間

2019年5月1日から2020年4月30日までの1年間です。特段のお申出がない場合には、原則1年ごとに自動更新(継続)されます。ただし保険期間途中の加入者は、その中途加入日から2020年4月30日までが初年度の保険期間となります。

加入日(保障開始日)

毎月1日のご加入となります。(加入前月10日までに日本税協連福祉社会事務局に加入申込書をご提出ください。但し、更新月(5月)のご加入につきましては、3月29日(金)が必着日となります。)

脱退

次の場合には、この医療保障共済制度から脱退となりますので、所定の用紙にて脱退手続きをおとりください。なお、ご本人が脱退された場合は、配偶者およびお子さまも自動的に脱退となります。(脱退前月20日までに日本税協連福祉社会事務局に脱退通知書をご提出ください。但し、更新月(5月)の脱退につきましては、3月29日(金)が必着日となります。)

- ①ご本人が日本税協連福祉社会生命共済制度から脱退されたとき。
- ②ご加入者が死亡・退職されたとき。
- ③お子さまが就職等により公的医療保険制度における被扶養者でなくなったとき、お子さまについては脱退となります。

保険料の払込み

収納代行会社「株式会社シーエスエス」により、毎月27日(土日祝祭日の場合翌営業日)事業主の口座より一括して引き落としいたします。

配当金

毎年契約団体ごとに保険期間(1年間)の収支計算を行い、剰余金が生じた場合に支払われます。
 ※毎年支払われる配当金は変動し、支払われない場合もあります。
 ※保険期間途中で脱退された場合、その脱退事由にかかわらず配当金は支払われません。

保険金などの受取人

- ①入院給付金の受取人は、配偶者およびお子さまも含めて、全て会員および会員事務所の役員・従業員ご本人となります。
- ②死亡保険金の受取人は、ご加入者が指定された方です。配偶者およびお子さま分は、会員および会員事務所の役員・従業員ご本人となります。
 - 給付金・保険金をご請求される場合は、日本税協連福祉社会事務局宛ご連絡ください。ご請求に必要な書類及び手続き方法についてご案内いたします。

⚠ 保険金などが支払われない場合がありますので、別紙「注意喚起情報「5.保険金などが支払われない場合について」」を必ず確認してください。

- 上記保険料は概算保険料です。実際の保険料は申込締切後に確定し、初回から確定保険料が適用されます。また、保険料は毎年更新日(5月1日)に見直されます。
- 上記の年齢は、保険年齢を使用しています。保険年齢は、更新日(2019年5月1日)現在の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数について6カ月を超えるものは切り上げて、6カ月以下のものは切り捨てます。